

第118回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成29年6月29日（木）
午前10時

開催場所

東京都千代田区丸の内
一丁目8番2号
鉄鋼カンファレンスルーム
(鉄鋼ビルディング南館4階)

目 次

第118回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 株式併合の件	4
第3号議案 定款一部変更の件	6
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	16
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	19
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	21
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	22
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	22
第9号議案 取締役賞与支給の件	22
(添付書類)	
事業報告	23
連結計算書類	41
計算書類	54
監査報告書	64

(証券コード5707)

平成29年6月7日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

東邦亜鉛株式会社

取締役社長 手 島 達 也

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に書かれた「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成29年6月28日(水曜日)午後5時40分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼カンファレンスルーム(鉄鋼ビルディング南館4階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第118期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 株式併合の件
- 第3号議案** 定款一部変更の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第8号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第9号議案** 取締役賞与支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toho-zinc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、**平成29年6月28日（水曜日）午後5時40分まで**に行使してくださいようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）
- ②パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、**下記ヘルプデスクにお問い合わせください。**

### 2. 議決権行使の方法について

- ①議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

### 3. 複数回行使された場合の議決権の取扱いについて

- ①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、業績、当社グループを取巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し配当等を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、こうした基本方針に基づき、前期に比べ5円増額し、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額1,357,925,070円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年4月20日開催の当社取締役会において、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これにあたり、適切な投資単位の水準を維持することを目的として、また、各株主様の保有する議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする株式の併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の2億6,400万株から2,640万株に変更するものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおりに承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとしております。

#### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

26,400,000株

なお、本議案に係る株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、上記発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

(1) 定款の一部変更について

本議案及び第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は <u>2億6,400万株</u> とする。<br>(単元株式数)<br>第7条 当会社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,640万株</u> とする。<br>(単元株式数)<br>第7条 当会社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。 |

(2) 株式併合の株主様への影響について

株式併合後のご所有株式数は併合前の10分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、1株当たりの資産価値は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主の皆様がご所有の当社株式の資産価値に変動はございません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。

取締役会の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、意思決定の機動性・迅速性の向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしたと、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2) 上記変更に伴う条数の変更、その他の所要の変更を行うものであります。

本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとしたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                             |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                   | 第 1 章 総 則                                                         |
| (商号)<br>第 1 条 当社は東邦亜鉛株式会社と称し、<br>英文ではToho Zinc Co.,Ltd.とする。 | (商号)<br>第 1 条 当社は、 <u>東邦亜鉛株式会社</u> と称し、英文ではToho Zinc Co.,Ltd.とする。 |
| (目的)<br>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1、～23、(条文省略)           | (目的)<br>第 2 条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。<br>1、～23、(現行どおり)      |
| (本店の所在地)<br>第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。                         | (本店の所在地)<br>第 3 条 当社は、 <u>本店</u> を東京都千代田区に置く。                     |
| (公告方法)<br>第 4 条 (条文省略)                                      | (公告方法)<br>第 4 条 (現行どおり)                                           |
| 第 2 章 株 式                                                   | 第 2 章 株 式                                                         |
| (発行可能株式総数)<br>第 5 条 当社の発行可能株式総数は2億6,400万株とする。               | (発行可能株式総数)<br>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億6,400万株</u> とする。           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 6 条～第 7 条（条文省略）</p> <p>（单元未満株主の売渡請求）</p> <p>第 8 条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数とあわせて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。</p> <p>（单元未満株主の権利制限）</p> <p>第 9 条 当会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>（3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（4）前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>（株式取扱規定）</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> | <p>第 6 条～第 7 条（現行どおり）</p> <p>（单元未満株主の売渡請求）</p> <p>第 8 条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数とあわせて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「<u>買増し</u>」という。）を当会社に請求することができる。</p> <p>（单元未満株主の権利制限）</p> <p>第 9 条 当会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>（3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（4）前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会</u>の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2、(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第18条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社に取締役<u>10名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2、(条文省略)</p> <p>3、(条文省略)</p> | <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2、(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第18条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>2、<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2、(現行どおり)</p> <p>3、(現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について同法第426条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2、当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章      監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について同法第426条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2、当会社は、<u>取締役</u>（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章      監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2、<u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除)  |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                      | (削除)  |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                                               | (削除)  |
| <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                  | (削除)  |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                  | (削除)  |
| <p>(監査役会規定)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>                                                             | (削除)  |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                     | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について同法第426条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2、当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                       | 変 更 案                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                          | (監査等委員会の議事録)                                                                               |
|                                                               | 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> |
| (新設)                                                          | (監査等委員会規程)                                                                                 |
|                                                               | 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                        |
| 第 6 章 会計監査人                                                   | 第 6 章 会計監査人                                                                                |
| (会計監査人の設置)                                                    | (会計監査人の設置)                                                                                 |
| 第42条 当社は会計監査人を置く。                                             | 第38条 当社は、会計監査人を置く。                                                                         |
| (会計監査人の選任)                                                    | (会計監査人の選任)                                                                                 |
| 第43条 (条文省略)                                                   | 第39条 (現行どおり)                                                                               |
| (会計監査人の任期)                                                    | (会計監査人の任期)                                                                                 |
| 第44条 (条文省略)                                                   | 第40条 (現行どおり)                                                                               |
| 2、会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 | 2、会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。                             |
| (会計監査人の報酬等)                                                   | (会計監査人の報酬等)                                                                                |
| 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。                          | 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                            |
| 第 7 章 計 算                                                     | 第 7 章 計 算                                                                                  |
| (事業年度)                                                        | (事業年度)                                                                                     |
| 第46条 (条文省略)                                                   | 第42条 (現行どおり)                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2、（条文省略）</p> <p>(新設)</p> | <p>(期末配当金)</p> <p>第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2、（現行どおり）</p> <p>附 則 当会社は、第118回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2、第118回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> |

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（7名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | まるさき きみやす<br>丸崎 公康<br>(昭和32年<br>10月5日生)                                                                                                            | 昭和55年4月 当社入社<br>平成15年3月 亜鉛・鉛事業本部営業部長<br>23年6月 執行役員 亜鉛・鉛事業本部副部長兼営業部長<br>26年6月 取締役兼執行役員 亜鉛・鉛事業本部長兼営業部長<br>27年3月 取締役兼執行役員 亜鉛・鉛事業本部長<br>27年7月 取締役兼執行役員 亜鉛・鉛事業本部長兼資材統括部長<br>28年6月 取締役兼常務執行役員 亜鉛・鉛事業本部長兼資材統括部長<br>(現任) | 22,000株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>丸崎公康氏は、長年にわたり当社の亜鉛・鉛事業部門に携わり、豊富な業務経験と実績を有しております。また、現取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たすとともに、当社グループの中核を担っており、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                  |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | いまい つとむ<br>今井 力<br>(昭和28年<br>12月16日生)                                                                                                            | 昭和52年 4 月 当社入社<br>平成14年 3 月 技術・開発本部技術部長<br>22年 6 月 執行役員 技術・開発本部長兼技術<br>部長兼開発部長兼知的財産部長兼<br>新電解工場建設プロジェクトチ<br>ムリーダー<br>23年 9 月 執行役員 技術・開発本部長兼技術<br>部長兼開発部長兼知的財産部長<br>24年 6 月 取締役兼執行役員 技術・開発本部<br>長兼技術部長兼開発部長兼知的財<br>産部長<br>25年 6 月 取締役兼執行役員 契島製錬所長<br>26年 6 月 取締役兼常務執行役員 契島製錬<br>所長<br>28年 6 月 取締役兼専務執行役員 契島製錬<br>所長<br>(現任) | 39,000株           |
|           | (取締役候補者とした理由)<br>今井力氏は、長年にわたり当社の製錬・技術部門に携わり、豊富な業務経験と実績を有しております。また、現取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たすとともに、当社グループの中核を担っており、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | やまぎし まさあき<br>山岸 正明<br>(昭和33年<br>2月2日生)                                                                                                                       | <p>昭和55年4月 三菱信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株))入社</p> <p>平成15年2月 受託財産企画部副部長兼証券業務室長</p> <p>16年10月 米国三菱信託銀行(現米国三菱UFJ信託銀行)社長</p> <p>20年6月 三菱UFJ信託銀行(株)執行役員<br/>受託財産企画部長兼(株)三菱UFJフィナンシャルグループ執行役員 受託業務企画部長</p> <p>23年6月 当社執行役員 管理本部副本部長<br/>兼経営企画部長兼システム統括部長</p> <p>26年6月 取締役兼執行役員 管理本部長兼<br/>経営企画部長兼財務部長兼経理部長兼システム統括部長</p> <p>27年3月 取締役兼執行役員 管理本部長兼<br/>経営企画部長兼財務部長兼システム統括部長</p> <p>27年6月 取締役兼常務執行役員 管理本部長兼<br/>経営企画部長兼財務部長兼システム統括部長<br/>(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>CBH Resources Ltd. 取締役</p> | 22,000株        |
|       | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>山岸正明氏は、金融機関及び当社の管理部門の要職を歴任し、豊富な業務経験と実績を有しております。また、現取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たすとともに、当社グループの中核を担っており、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | あいほら まこと<br>相原 誠<br>(昭和28年<br>1月24日生)                                                                                                                                     | 昭和50年4月 (株)日本興業銀行入行<br>平成15年4月 (株)みずほコーポレート銀行大阪<br>営業第一部長<br>16年4月 みずほ信託銀行(株)常務執行役員<br>19年10月 (株)みずほプライベートウエルス<br>マネジメント取締役副社長<br>24年4月 取締役<br>24年5月 同社取締役退任<br>24年6月 当社常勤監査役(現任)<br>28年6月 新日鉄興和不動産(株)社外監査役<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>新日鉄興和不動産(株) 社外監査役 | 3,000株         |
|       | (社外取締役候補者とした理由)<br>相原誠氏は、金融機関において培った豊富な経験と幅広い見識を有し、また、当社常勤監査役としてのこれまでの実績から、当社の経営全般に対する適切な監督及び健全性確保に貢献いただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                      |                                                                                                                                                                                                                                                        |                |
| 2     | ただ みのる<br>多田 稔<br>(昭和25年<br>3月16日生)                                                                                                                                       | 昭和47年4月 三菱商事(株)入社<br>平成14年4月 同社鉄鋼本部長<br>15年6月 伯国三菱商事会社社長<br>17年4月 三菱商事(株)理事<br>18年4月 金属グループCEO補佐<br>22年6月 同社退社<br>23年6月 当社監査役(現任)                                                                                                                      | 6,000株         |
|       | (社外取締役候補者とした理由)<br>多田稔氏は、三菱商事(株)において、国内業務はもとより、海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識を有し、また、当社社外監査役としてのこれまでの実績から、当社の経営全般に対する適切な監督及び健全性確保に貢献いただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | おとば としお<br>乙葉 敏夫<br>(昭和27年<br>7月14日生)                                                                                                                                      | 昭和51年4月 当社入社<br>平成14年3月 管理本部財務部長<br>23年6月 執行役員 管理本部副本部長兼財務部長<br>24年6月 執行役員 管理本部長兼財務部長<br>26年6月 取締役兼執行役員 総務本部長兼内部監査室長兼CSR推進室長<br>27年5月 取締役兼執行役員 総務本部長兼CSR推進室長(現任) | 41,000株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>乙葉敏夫氏は、長年にわたり当社の財務・総務部門に携わり、豊富な業務経験と実績並びに財務・会計、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスなど幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する適切な監督及び健全性確保に貢献いただけるものと判断したため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                  |                |

- (注) ①各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ②相原誠氏及び多田稔氏は、社外取締役候補者であります。
- ③社外取締役候補者が当社の社外監査役としての最終の任期中に当社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為について
- ・当社は第116期(平成27年3月期)に、ソフトカーム事業部において不適切な会計処理があったことが判明いたしました。社外監査役であった多田稔氏は当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より、コンプライアンス体制整備に関する発言など、法令遵守の視点に立った発言を行っております。また、同氏は、当該事実の判明後、取締役会等において、コンプライアンス問題の重大性及び再発防止の観点から、引き続き当社グループ全体で再発防止の取り組みに努めるよう求めるなど、具体的な提言を行っております。
- ④当社の社外監査役に就任してからの年数
- ・相原誠氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
  - ・多田稔氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ⑤当社は、相原誠氏及び多田稔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、改めて当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。また、乙葉敏夫氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

- ⑥当社は、相原誠氏及び多田稔氏を、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

# 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する順序につきましては、大坂周作氏を第1順位とし、志々目昌史氏を第2順位といたします。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | おおさか しゅうさく<br>大坂 周作<br>(昭和37年<br>4月9日生)                                                                                                                                                                                       | 平成9年4月 弁護士登録 大川哲次法律事務所<br>入所 (大阪弁護士会登録)<br>11年9月 眞田法律事務所入所 (東京弁護士会<br>登録) (現任)                                    | 0株             |
|       | (補欠の社外取締役候補者とした理由)<br>大坂周作氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の強化に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  |                                                                                                                   |                |
| 2     | ししめ まさし<br>志々目 昌史<br>(昭和30年<br>2月16日生)                                                                                                                                                                                        | 昭和61年4月 弁護士登録 加嶋法律事務所入所<br>平成9年10月 志々目法律事務所開設<br>18年6月 (株)横河ブリッジホールディング<br>ス社外監査役 (現任)<br>23年6月 澁澤倉庫(株)社外監査役 (現任) | 0株             |
|       | (補欠の社外取締役候補者とした理由)<br>志々目昌史氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の強化に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                                                                                   |                |

(注) ①両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

②両候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。

- ③本議案が承認され、両氏が社外取締役役に就任された場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。
- ④本議案が承認され、両氏が社外取締役役に就任された場合には、当社は両氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第108回定時株主総会において月額15百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、改めて月額15百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任及び経済情勢等諸般の事情も考慮し、月額8百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第9号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役2名を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、総額50百万円の取締役賞与を支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀による金融緩和政策を背景として、企業収益や雇用・所得環境の改善に支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、前期に比べ為替円高（米ドル安）による減益要因はあったものの、総じて金属相場（米ドル建て）の上昇が追い風となりました。金属相場については、亜鉛・鉛ともに上昇基調となり、特に亜鉛のLME（ロンドン金属取引所）相場は、鉱石需給の逼迫予想などを背景に平成28年1月のトン当たり1,400ドル台半ばから上昇を続け、29年2月中旬には一時3,000ドルに接近するなど、大幅な上昇となりました。一方、円/米ドル相場は、期初からの円高傾向が夏場以降反転し、米国大統領選挙以降は円安に振れたものの、第4四半期に入り、強い米ドルによる米国経済への悪影響が懸念され、一時のインフレ期待も後退したことから円高が進み、期中平均では前期比円高となりました。連結子会社である豪州の鉱山会社CBH Resources Ltd.（以下、「CBH社」という。）の業績に影響を与える米ドル/豪ドル相場は、多少の上下はあったものの、年平均では前年並みとなりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、製錬事業で金属相場（LME相場等）の上昇や製品の増販もあり前期比増収となった一方、CBH社が保有するエンデバー鉱山の計画減産の影響で資源事業が大幅減収となり、連結売上高は1,139億52百万円と前期並みとなりました。

損益面では、前期は在庫評価損の実現によって営業利益及び経常利益が低水準にとどまったほか、鉱山の減損（約152億円）を行ったことで、親会社株主に帰属する当期純損益は大幅な赤字となりました。一方当期は、期を通じて金属相場が上昇基調であったことから在庫評価益が実現し、製錬事業において大幅な増益となりました。また、前期に実施した鉱山の減損の結果、減価償却費負担が減少したことに加え、金属相場が上昇したことから資源事業も増益となり、営業利益は127億66百万円と前期比113億69百万円（814%）の大幅な増益となり、同じく経常利益も125億41百万円と前期比115億34百万円（1,145%）の大幅な増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、88億14百万円と前期比250億35百万円の大幅な増益となりました。

(単位：百万円)

|          | 売上高     | 営業利益   | 経常利益    | 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は損失(△) |
|----------|---------|--------|---------|----------------------------|
| 平成29年3月期 | 113,952 | 12,766 | 12,541  | 8,814                      |
| 平成28年3月期 | 114,144 | 1,397  | 1,007   | △16,221                    |
| 増減       | △192    | 11,369 | 11,534  | 25,035                     |
| (増減率%)   | (△0)    | (814)  | (1,145) | (－)                        |

## (2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申しあげます。

### ① 製錬事業部門

#### 《亜鉛》

LME相場は、期初1,842ドル/トンでスタートし、鉱石需給のタイト化を背景に、米国新政権の政策への期待感なども加わり上昇を続け、期中平均は2,367ドルと、前期(1,831ドル)を536ドル上回りました。国内価格は円高の影響などもあり期中平均306千円/トンと前期(269千円)比36千円の上昇にとどまったものの、販売量の増加もあり、売上高は前期比27%の増収となりました。

#### 《鉛》

LME相場は、期初1,720ドル/トンでスタートし、亜鉛ほどではないものの概ね上昇基調となり、期中平均は2,005ドルと前期(1,770ドル)を234ドル上回りました。国内価格は円高の影響などもあり期中平均275千円/トンと前期(273千円)比若干の上昇にとどまったものの、販売量の増加もあり、売上高は前期比16%の増収となりました。

#### 《銀》

ロンドン銀相場は、期初15.4ドル/トロイオンスでスタートしたのち上昇基調となり、8月には20ドル台を付けたものの、その後は下落に転じ、期中平均は17.7ドルと前期(15.2ドル)を2.5ドル上回りました。国内価格は、円高の影響などもありましたが、期中平均63,051円/キログラムと前期(60,352円)比2,699円の上昇となりました。この結果、売上高は前期比5%の増収となりました。

以上のほか、硫酸などその他の製品を合わせた当事業部門の売上高は、円高の影響があったものの金属相場上昇や増販の影響が大きく、873億41百万円と前期比94億38百万円（12％）の増収となりました。営業利益は、金属相場が期を通じて上昇基調であったことから在庫評価益の実現が寄与し、83億39百万円と前期比65億26百万円（360％）の大幅な増益となりました。

（単位：百万円）

|       | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 増減（増減率％）         |
|-------|----------|----------|------------------|
| 売 上 高 | 77,903   | 87,341   | 9,438      (12)  |
| 営業利益  | 1,813    | 8,339    | 6,526      (360) |

なお、金属相場及び為替相場の推移は下表のとおりであります。

| 区 分   | 亜鉛（月平均） |         | 鉛（月平均） |         | 銀（月平均） |        | 為替期末日レート |       |
|-------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|----------|-------|
|       | LME相場   | 国内価格    | LME相場  | 国内価格    | ロンドン相場 | 国内価格   | 対米ドル     | 対豪ドル  |
|       | \$/t    | ¥/t     | \$/t   | ¥/t     | \$/toz | ¥/kg   | ¥/\$     | ¥/A\$ |
| 27年3月 | 2,029   | 291,500 | 1,785  | 275,000 | 16.2   | 64,410 | 120.17   | 92.06 |
| 6月    | 2,087   | 307,400 | 1,836  | 292,000 | 16.1   | 65,710 | 122.45   | 93.93 |
| 9月    | 1,719   | 260,400 | 1,682  | 263,000 | 14.7   | 58,330 | 119.96   | 84.06 |
| 12月   | 1,522   | 234,800 | 1,701  | 262,900 | 14.1   | 56,780 | 120.61   | 87.92 |
| 28年3月 | 1,805   | 255,500 | 1,808  | 266,300 | 15.4   | 57,250 | 112.68   | 86.25 |
| 6月    | 2,023   | 262,400 | 1,714  | 240,200 | 17.2   | 59,531 | 102.91   | 76.74 |
| 9月    | 2,293   | 282,900 | 1,942  | 252,000 | 19.3   | 64,636 | 101.12   | 77.04 |
| 12月   | 2,672   | 358,800 | 2,231  | 321,300 | 16.4   | 62,798 | 116.49   | 84.36 |
| 29年3月 | 2,782   | 361,500 | 2,277  | 315,100 | 17.6   | 65,440 | 112.19   | 85.84 |

## ②資源事業部門

CBH社を擁する当事業部門は、前期後半の金属価格の低迷を反映したエンデバー鉱山の計画減産実施の影響から出荷量が減少したこともあり、売上高は91億28百万円と前期比90億25百万円（50％）の大幅な減収となりました。一方、営業利益は、前期に実施した鉱山の減損による減価償却費負担の軽減効果や金属相場の上昇などもあり、19億85百万円と黒字に転じました。

（単位：百万円）

|             | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 増減（増減率％）    |
|-------------|----------|----------|-------------|
| 売上高         | 18,154   | 9,128    | △9,025（△50） |
| 営業利益又は損失（△） | △2,413   | 1,985    | 4,398（－）    |

## ③電子部材事業部門

### 《電子部品》

新車種への採用など、車載電装向けの販売は好調であったものの、産業機器向けが回復せず、また、OA機器向けやエアコン向けの販売が大幅に落ち込み、売上高は前期比11％の減収となりました。

### 《電解鉄》

世界のトップシェアを誇る電解鉄は、自動車用特殊鋼向けの販売は好調であったものの、航空機用特殊鋼向けの輸出販売が落ち込み、売上高は前期並みとなりました。

### 《プレーティング》

プレーティング製品（各種電子機器の接点・接続端子に使用される金、銀、錫、ニッケル等のメッキ材）は、デジカメ用や産業機器用が減販となったものの、民生機器用やコネクタ用で販売を伸ばし、売上高は前期比3％の増収となりました。

### 《機器部品》

タイヤ用バランスウエイト部門は中国向け販売が振るわず減販となったものの、粉末冶金部門は自動車関連部品が好調に推移し、売上高は前期比2％の増収となりました。

以上の結果、当事業部門の売上高は59億6百万円と前期比2億49百万円（4％）の減収、営業利益は6億36百万円と前期比38百万円（6％）の減益となりました。

（単位：百万円）

|      | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 増減（増減率％） |
|------|----------|----------|----------|
| 売上高  | 6,155    | 5,906    | △249（△4） |
| 営業利益 | 675      | 636      | △38（△6）  |

#### ④環境・リサイクル事業部門

使用済みニカド電池の処理や硫酸リサイクルなど、その他のリサイクル事業は需要減や価格下落などの影響から低調だったものの、主力製品の酸化亜鉛が亜鉛の国内価格の上昇や増販により好調に推移した結果、当事業部門の売上高は45億36百万円と前期比1億27百万円（3％）の減収となりましたが、営業利益は14億10百万円と前期比6億58百万円（88％）の大幅な増益となりました。

（単位：百万円）

|       | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 増減（増減率％）  |
|-------|----------|----------|-----------|
| 売 上 高 | 4,663    | 4,536    | △127 （△3） |
| 営業利益  | 751      | 1,410    | 658 （88）  |

#### ⑤その他事業部門

《防音建材（商品名：ソフトカーム）事業》

医療向け遮蔽材需要が低迷したため、主力のX線遮蔽鉛板の落ち込みが大きく、また、前期にあった原発関連の販売が無かったこともあり、売上高は前期比16％の減収となりました。

《土木・建築・プラントエンジニアリング事業》

大型プラント案件の売上などもあり、前期比16％の増収となりました。

《運輸事業》

運送荷物やリサイクル原料等の扱い量の減少により、売上高は前期比25％の減収となりました。

以上のほか、環境分析部門を合わせた当事業部門の売上高は70億39百万円と前期比2億28百万円（3％）の減収、営業利益は7億39百万円と前期並みとなりました。

（単位：百万円）

|       | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 増減（増減率％）  |
|-------|----------|----------|-----------|
| 売 上 高 | 7,268    | 7,039    | △228 （△3） |
| 営業利益  | 751      | 739      | △12 （△2）  |

### (3) 対処すべき課題

今後につきましては、中国など新興国経済の減速懸念、米国新政権の政策動向や英国のEU離脱による影響等により、当社グループの損益に大きな影響を及ぼす金属相場、為替相場は先行き不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループは、平成27年度を初年度とする第10次中期3ヵ年経営計画「東邦新生プランVI」を策定し、その目標の達成に向けて全社を挙げ鋭意取り組んでおります。2年目に当たる当年度（平成28年度）におきましては、前述のとおり、鉱石需給の逼迫予想などを背景とした金属相場の上昇により、前期に比べ大きな利益を計上することができました。原料鉱石が逼迫し、買鉱条件が悪化する中にあって、製錬事業の原料鉱石の長期安定確保と持続的成長の実現のため平成22年に子会社化した豪州のCBH社においては、金属相場の上昇などにより初めて黒字化し、資源セグメントの収益に貢献いたしました。一時減産体制をとっていたエンデバー鉱山では、フル操業に向けての人員増、坑内開発も計画通り進めております。当社のコア事業である製錬事業の安定した操業を確保するため、CBH社の経営に注力し、経営効率化に取り組むとともに、収益力の拡大を図ってまいります。

ご高承のように、資源事業、製錬事業においては操業上の事故・トラブルは会社の業績に与える影響が大きいと、各鉱山、各製錬所においては今後とも安全・安定操業に万全を期して取り組む所存であります。

なお、第10次中期3ヵ年経営計画の主要課題は、以下のとおりであります。

- (i) 資源事業部門では、生産計画の必達とコスト削減努力により、赤字から黒字化への転換を図ってまいります。
- (ii) 製錬事業部門では、ステークホルダーの期待に応えるべく、より一層の効率的な操業を実現してまいります。
- (iii) 資源、製錬事業部門以外では、相対的に市況影響を受けない事業特性を活かし、安定収益を獲得してまいります。

当社グループは、本年2月に会社創立80周年を迎えましたが、これを機会に経営課題の達成に向け全社員決意も新たにしておりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、37億45百万円であり、主としてCBH社の保有する鉱山の開発や国内生産設備の維持・更新などであります。

## (5) 資金調達の状況

当連結会計年度末現在における有利子負債残高は538億23百万円であり、前期末比24億25百万円の減少となりました。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                 | 単位  | 第115期<br>(平成26年3月期) | 第116期<br>(平成27年3月期) | 第117期<br>(平成28年3月期) | 第118期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年3月期) |
|-------------------------------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高                               | 百万円 | 118,619             | 121,093             | 114,144             | 113,952                          |
| 経 常 利 益                             | 百万円 | 4,428               | 5,567               | 1,007               | 12,541                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は 当 期 純 損 失 (△) | 百万円 | 1,670               | 2,743               | △16,221             | 8,814                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当 期 純 損 失 (△)       | 円   | 12.30               | 20.20               | △119.45             | 64.91                            |
| 総 資 産                               | 百万円 | 145,014             | 151,970             | 122,160             | 129,700                          |
| 純 資 産                               | 百万円 | 59,774              | 64,542              | 44,188              | 51,979                           |
| 1株当たり純資産額                           | 円   | 440.18              | 475.28              | 325.40              | 382.79                           |

(注) 第118期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 単位  | 第115期<br>(平成26年3月期) | 第116期<br>(平成27年3月期) | 第117期<br>(平成28年3月期) | 第118期<br>(当事業年度)<br>(平成29年3月期) |
|-------------------------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高                         | 百万円 | 104,942             | 103,643             | 97,976              | 101,403                        |
| 経 常 利 益                       | 百万円 | 6,645               | 8,100               | 4,256               | 10,055                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)           | 百万円 | 4,160               | 5,489               | △26,191             | 6,527                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当 期 純 損 失 (△) | 円   | 30.64               | 40.43               | △192.88             | 48.07                          |
| 総 資 産                         | 百万円 | 141,450             | 146,301             | 108,427             | 116,472                        |
| 純 資 産                         | 百万円 | 64,164              | 70,067              | 42,771              | 48,688                         |
| 1株当たり純資産額                     | 円   | 472.50              | 515.97              | 314.97              | 358.55                         |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

## ①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容             |
|--------------------|----------|----------|---------------------|
| (株) ティーディーイー       | 100百万円   | 100%     | 土木・建築・プラントエンジニアリング業 |
| 安 中 運 輸 (株)        | 20百万円    | 100%     | 運輸業                 |
| 契 島 運 輸 (株)        | 30百万円    | 100%     | 運輸業                 |
| 東 邦 キ ャ リ ア (株)    | 10百万円    | 100%     | 運輸業                 |
| (株) 中国環境分析センター     | 10百万円    | 100%     | 環境分析業               |
| CBH Resources Ltd. | 449百万豪ドル | 100%     | 鉱山業                 |

## ③企業結合等の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| 事 業 区 分     | 主 要 製 品                         |
|-------------|---------------------------------|
| 製 錬 事 業     | 亜鉛製品、鉛製品、電気銀、硫酸                 |
| 資 源 事 業     | 非鉄金属資源                          |
| 電 子 部 材 事 業 | 電子部品、電解鉄、プレーティング製品、機器部品         |
| 環境・リサイクル事業  | 酸化亜鉛、廃棄物処理                      |
| そ の 他 事 業   | 防音建材、土木・建築・プラントエンジニアリング、運輸、環境分析 |

(9)主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

①当社

| 名 称 | 所 在 地                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 本 社 | 東京都千代田区                                                   |
| 支 店 | 大阪支店：大阪府大阪市、名古屋支店：愛知県名古屋市                                 |
| 工 場 | 安中製錬所：群馬県安中市、契島製錬所：広島県豊田郡、<br>小名浜製錬所：福島県いわき市、藤岡事業所：群馬県藤岡市 |

②子会社

| 名 称                | 所 在 地                     |
|--------------------|---------------------------|
| (株)ティーディーイー        | 東京都中央区                    |
| 安 中 運 輸 (株)        | 群馬県安中市                    |
| 契 島 運 輸 (株)        | 広島県豊田郡                    |
| 東 邦 キ ャ リ ア (株)    | 福島県いわき市                   |
| (株)中国環境分析センター      | 広島県竹原市                    |
| CBH Resources Ltd. | オーストラリア ニューサウスウェールズ州シドニー市 |

(10)使用人の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 区 分                 | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------------|---------|-------------|
| 製 錬 事 業             | 411名    | 11名増        |
| 資 源 事 業             | 275名    | 98名減        |
| 電 子 部 材 事 業         | 127名    | 6名減         |
| 環 境 ・ リ サ イ ク ル 事 業 | 57名     | 5名減         |
| そ の 他 事 業           | 173名    | 1名減         |
| 全 社（ 共 通 ）          | 46名     | －           |
| 合 計                 | 1,089名  | 99名減        |

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 664名 | 4名増       | 41.9歳 | 18.2年  |

## (11) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額(百万円) |
|---------------|----------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 11,872   |
| 株式会社みずほ銀行     | 7,521    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 6,810    |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 6,000    |
| 株式会社国際協力銀行    | 3,816    |

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 264,000,000株
- (2)発行済株式の総数 135,855,217株 (自己株式62,710株を含む)
- (3)株主数 8,809名 (前期末比3,474名減)
- (4)上位10名の大株主

| 株 主 名                                         | 持 株 数                | 持株比率               |
|-----------------------------------------------|----------------------|--------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                       | 22,398 <sup>千株</sup> | 16.49 <sup>%</sup> |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                     | 12,653               | 9.32               |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社                     | 5,350                | 3.94               |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)                     | 4,004                | 2.95               |
| 三 菱 商 事 R t M ジ ャ パ ン 株 式 会 社                 | 4,000                | 2.95               |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                           | 2,992                | 2.20               |
| B N P パ リ バ 証 券 株 式 会 社                       | 2,698                | 1.99               |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)                    | 2,170                | 1.60               |
| 株 式 会 社 扇 谷                                   | 2,003                | 1.48               |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1 | 1,620                | 1.19               |

(注)持株比率は自己株式を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

### (1) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

| 氏 名     | 地位及び担当                                          | 重要な兼職の状況                    |
|---------|-------------------------------------------------|-----------------------------|
| 手 島 達 也 | 代表取締役<br>取締役社長                                  | CBH Resources Ltd.取締役       |
| 今 井 力   | 取締役<br>専務執行役員<br>契島製錬所長                         |                             |
| 山 岸 正 明 | 取締役<br>常務執行役員<br>管理本部長兼経営企画部長兼<br>財務部長兼システム統括部長 |                             |
| 丸 崎 公 康 | 取締役<br>常務執行役員<br>亜鉛・鉛事業本部長兼<br>資材統括部長           |                             |
| 乙 葉 敏 夫 | 取締役<br>執行役員<br>総務本部長兼C S R 推進室長                 |                             |
| 高 木 俊 輔 | 取締役                                             | 広島大学特任教授<br>広島大学平和科学研究センター長 |
| 西 田 恒 夫 | 取締役                                             |                             |
| 相 原 誠   | 常勤監査役                                           | 新日鉄興和不動産（株）<br>社外監査役        |
| 多 田 稔   | 監査役                                             |                             |
| 緒 方 盛 仁 | 監査役                                             |                             |

(注) 1. 取締役高木俊輔及び西田恒夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、常勤監査役相原誠及び監査役多田稔の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、当社は各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 当事業年度中における取締役の異動はありません。
3. 当事業年度中における監査役の異動はありません。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## (2)取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支給人数(名) | 報酬等の総額(百万円)       |
|-------|---------|-------------------|
| 取 締 役 | 7       | 131 (うち社外2名18百万円) |
| 監 査 役 | 3       | 28 (うち社外2名22百万円)  |
| 計     | 10      | 160               |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第108回定時株主総会において月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第108回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。

## (3)社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 1) 取締役西田恒夫氏は、広島大学特任教授 広島大学平和科学研究センター長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- 2) 常勤監査役相原誠氏は、新日鉄興和不動産株式会社 社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

#### 1) 取締役会及び監査役会への出席状況

| 区 分   | 氏 名   | 取締役会(20回開催) |      | 監査役会(12回開催) |      |
|-------|-------|-------------|------|-------------|------|
|       |       | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取 締 役 | 高木 俊輔 | 20回         | 100% | —           | —    |
| 取 締 役 | 西田 恒夫 | 18回         | 90%  | —           | —    |
| 常勤監査役 | 相原 誠  | 20回         | 100% | 12回         | 100% |
| 監 査 役 | 多田 稔  | 20回         | 100% | 12回         | 100% |

#### 2) 取締役会における発言状況

取締役高木俊輔、西田恒夫、常勤監査役相原誠及び監査役多田稔の各氏は事業会社、省庁、金融機関や商社での豊富な経験と専門知識に基づき、適宜質問を行い、意見を表明するなど監査・監督機能を発揮しております。

- 3) 当該社外役員の意見により決定された事業方針又はその他の事項の変更  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 報酬等の内容                                | 支払額(百万円) |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   |          |
| イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額            | 45       |
| ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額       | 0        |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45       |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務
4. 当社の重要な子会社であるCBH Resources Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。また、監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から同年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人が遵守すべきコンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンスに関する規程を制定、運用、点検するとともに、取締役、執行役員及び使用人の法令、定款遵守状況の監査を有効に実施するなどコンプライアンスの充実、強化に努める。
- ② 当社は、コンプライアンスに関する役員を任命するほか、社長を企業倫理委員会委員長に指名し、委員長は、原則として四半期に一度、企業倫理委員会を開催して、当社のコンプライアンスの取組み、運営状況を各委員（取締役、監査役及び執行役員）へ報告、周知する。
- ③ 企業倫理委員会は、C S R推進室と連携して当社のコンプライアンスの取組みを統括し、グループ内通報制度の運営並びに取締役、執行役員及び使用人全体の教育等を行う。
- ④ 当社は、東邦亜鉛グループ行動指針の中に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、違法、不当な要求には応じない。」と定め、反社会的勢力に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議の議事録その他取締役の職務の執行に関わる重要な記録、文書等については、法令、定款及び文書規程に基づき、適切に作成、保存及び管理を行う。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社の損失の危険を管理するために、重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関において厳正な事前審査を実施し、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- ②当社は、当社の危機管理に関する統括責任者として社長または危機管理担当取締役を危機管理委員会委員長に指名し、委員長は、原則として四半期に一度、取締役、監査役及び執行役員を委員とする危機管理委員会を開催する。
- ③危機管理委員会においては、危機管理体制整備の進捗状況を各委員へ報告、周知し、危機管理マニュアル等、損失の危険の管理に関する規程に基づき迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にするとともに、取締役は、当社に関する経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等、経営の効率化を図る。
- ②当社の取締役会は、当社の経営計画及びその執行方針を決定し、その達成に向けて各部署に対し経営資源、権限の適切な配分を行い、業務の執行状況を監督する。その体制は、現在、任期1年の取締役7名で構成されているが、引き続き、意思決定を迅速に行い得る当社の事業規模に見合った適正な体制をとる。
- ③当社は、取締役のほか、執行役員等も参加する経営会議を設置（原則として、月1回開催）し、業務の執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議するとともに、情報交換の円滑化を図る。

### (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の子会社の取締役の職務の執行等に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社は、当社が定めるグループ会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、必要に応じて当社への報告を求める。
- ②当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
  - ・当社は、当社が定める危機管理マニュアルに基づき、子会社のリスクの把握を行うとともに、リスクの管理状況につき定期的または都度報告を受ける。
- ③当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、各子会社について当社内の主管部を定め、当該部署が、子会社の事業内容、規模、その他の状況に応じて助言、指導を行うことを通じて、子会社の取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
- ④当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、当社が定める東邦亜鉛グループ行動指針を、子会社の全取締役及び使用人に周知徹底し、コンプライアンスの推進に努める。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役は、その職務を補助すべき使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ② 上記の監査補助業務については、補助者の指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は及ばないものとする。補助者の人事に関する事項のうち異動、考課、懲罰については監査補助業務の実効性を妨げるものにならないよう留意するものとする。

**(7) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人は、その分掌する業務に関連して次に定める事項があることを知った場合は、法令その他コンプライアンス・マニュアル等、社内規程に定める方法により、直接またはCSR推進室を通じ当社の監査役へ速やかに適切な報告を行う。また、監査役から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
  - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ・ 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に関する不正行為
  - ・ 法令、定款に違反する事実
  - ・ 当社の重要な会議の開催予定等
- ② 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議や各種委員会に出席し、必要があれば意見を述べるとともに、監査役の職務を執行するために必要な情報を共有する。
- ② 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及びその他関連法令等の定めるところに適合した内部統制システムを整備するとともに、内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスについて

- ・コンプライアンス体制の維持、向上を図り、その啓蒙活動を推進するため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を4回開催しました。また、法令、定款、社内規程を順守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう定めた「東邦亜鉛グループ行動指針」の携行カードを当社及び当社の子会社の役員、従業員に配布し、その周知、徹底に努めたほか、継続的なコンプライアンス教育を実施しております。

### ②損失の危険の管理について

- ・重要事項について、当該案件の決定機関において厳正な事前審議を実施し、リスクの把握及び顕在化防止に努めました。また、企業経営に重大な影響を及ぼすさまざまな危機に的確に対応し、企業が永続的に健全な発展を続けるため、危機管理担当取締役を委員長とする「危機管理委員会」を4回開催し、全社的な危機要因の洗い出しと把握を行いました。

### ③子会社の経営管理について

- ・「グループ会社管理規程」に基づき、連結子会社から内部統制に関する報告書を徴求し、グループの内部統制の強化に努めたほか、毎月役員会への報告資料を作成するため、決算書類の提出を受けております。また、毎月の役員会・経営会議において、全グループ会社の年度予算・決算の報告、重要な意思決定の有無・内容等を網羅的にモニターするシステムを構築し、主管部のグループ会社に対する統治・関心を高める施策を講じました。

### ④監査役の職務の執行について

- ・当社の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議並びにその他重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けております。また、これら会議の議事録や業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることで、健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

なお、同記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資 産 の 部〕		〔負 債 の 部〕	
流 動 資 産	71,491	流 動 負 債	38,240
現 金 及 び 預 金	10,368	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,709
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	16,805	短 期 借 入 金	14,592
電 子 記 録 債 権	3,665	1年以内返済予定の長期借入金	5,377
商 品 及 び 製 品	11,730	コマーシャル・ペーパー	3,000
仕 掛 品	9,269	リ ー ス 債 務	21
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	17,072	未 払 法 人 税 等	2,751
繰 延 税 金 資 産	674	未 払 費 用	2,518
そ の 他	1,921	役 員 賞 与 引 当 金	50
貸 倒 引 当 金	△16	そ の 他	3,219
固 定 資 産	58,209	固 定 負 債	39,480
有 形 固 定 資 産	41,598	長 期 借 入 金	30,853
建 物 及 び 構 築 物	8,097	リ ー ス 債 務	68
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	15,451	繰 延 税 金 負 債	408
鉱 業 用 地	16	再評価に係る繰延税金負債	4,348
土 地	17,001	退 職 給 付 に 係 る 負 債	201
リ ー ス 資 産	76	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21
建 設 仮 勘 定	743	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	33
そ の 他	211	環 境 対 策 引 当 金	37
無 形 固 定 資 産	11,088	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	165
鉱 業 権	11,051	資 産 除 去 債 務	2,437
そ の 他	36	そ の 他	905
投 資 そ の 他 の 資 産	5,522	負 債 合 計	77,721
投 資 有 価 証 券	3,617	〔純 資 産 の 部〕	
繰 延 税 金 資 産	93	株 主 資 本	40,671
そ の 他	2,490	資 本 金	14,630
貸 倒 引 当 金	△678	資 本 剰 余 金	9,876
資 産 合 計	129,700	利 益 剰 余 金	16,189
		自 己 株 式	△26
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	11,308
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	938
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△247
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,003
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,576
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	38
		純 資 産 合 計	51,979
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	129,700

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		113,952
売 上 原 価		92,883
売 上 総 利 益		21,068
販売費及び一般管理費		8,301
営 業 利 益		12,766
営 業 外 収 益		
受取利息	3	
受取配当金	74	
為替差益	16	
受取ロイヤリティー	129	
家賃従業員負担金	54	
その他	138	417
営 業 外 費 用		
支払利息	522	
その他	119	642
経 常 利 益		12,541
特 別 利 益		
固定資産売却益	73	
投資有価証券売却益	0	73
特 別 損 失		
固定資産除却損	175	
減損損失	33	
関係会社事業損失引当金繰入額	165	
その他の投資評価額	194	568
税金等調整前当期純利益		12,046
法人税、住民税及び事業税	3,165	
法人税等調整額	66	3,232
当期純利益		8,814
親会社株主に帰属する当期純利益		8,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月 1 日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,630	9,876	8,054	△24	32,537
当期変動額					
剰余金の配当			△678		△678
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,814		8,814
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	8,135	△1	8,134
当期末残高	14,630	9,876	16,189	△26	40,671

	その他の包括利益累計額						純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	622	△8	9,003	2,114	△81	11,650	44,188
当期変動額							
剰余金の配当							△678
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,814
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	315	△239		△538	119	△342	△342
当期変動額合計	315	△239	－	△538	119	△342	7,791
当期末残高	938	△247	9,003	1,576	38	11,308	51,979

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 連結子会社の名称 (株)ティーディーイー
安中運輸(株)
契島運輸(株)
東邦キャリア(株)
(株)中国環境分析センター
CBH Resources Ltd.

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 東邦亜鉛香港有限公司
- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等において重要性が乏しく、連結計算書類に与える影響が小さいという理由によります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 なし

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 東邦亜鉛香港有限公司
- ・ 持分法を適用していない理由

非連結子会社（8社）及び関連会社（4社）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためこれらの会社についての投資については、持分法を適用せず原価法によっております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCBH Resources Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算日前1ヵ月間の市場価格等の平均に基づいて算定された価額に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

2) デリバティブ

 時価法

3) たな卸資産

 主として商品、製品、半製品、仕掛品及び原材料については先入先出法（一部移動平均法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

 主として定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

 鉱業権

 主として生産高比例法により償却しております。

 その他

 主として定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4) 長期前払費用

 均等償却をしております。

③重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社につきましては、平成19年5月22日開催の取締役会決議により役員退職慰労金制度を廃止しましたので、当連結会計年度末残高は、取締役及び監査役が平成19年6月以前に就任していた期間に応じた額であります。

4) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、同法第7条第1項の規定により石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立てることを要する金額相当額を計上しております。

5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

3) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

4) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

1) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

2) その他の工事

工事完成基準

⑥重要なヘッジ会計の方法

1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段……商品先物取引
ヘッジ対象……国際相場の影響を受ける原料・製品等
- b ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金
- c ヘッジ手段……外貨建預金の保有
ヘッジ対象……外貨による固定資産購入等

3)ヘッジ方針

原料・製品等の価格変動リスク、金利リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクの低減のためヘッジを行っております。

4)ヘッジの有効性評価の方法

商品先物取引及び外貨建預金については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較する方法等により、ヘッジの有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑦消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は1,478百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「長期貸付金」は1百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「受取保険金」は21百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 工場財団担保

担保に供している資産

下記資産に対して、取引銀行1行との間に極度額1百万円の根抵当権が設定されております。

建物及び構築物	4,835百万円
機械装置及び運搬具他	6,227百万円
土地	13,787百万円
計	24,850百万円

② その他の担保

担保に供している資産

投資有価証券	23百万円
--------	-------

被担保債務

1年内返済予定の長期借入金	2百万円
長期借入金	－百万円
計	2百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	78,213百万円
--------------------	-----------

(3) 保証債務等

債権流動化に伴う買戻し義務	529百万円
---------------	--------

(4) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価が

再評価後の帳簿価額を下回った場合の差額 7,841百万円

(5) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は53百万円であり、連結貸借対照表計上額（土地）はこの圧縮記帳額を控除しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
オーストラリア ニューサウスウェールズ州他	資源事業資産 (探査権)	鉱業権	33百万円

当社の資産グループは、事業用資産においては管理会計上の区分ごとに、遊休・休止資産については個別単位でグルーピングしております。

オーストラリア ニューサウスウェールズ州他の鉱区における探査権について、今後追加の探査を行わないと判断し、資産として計上した探査権の簿価を減損損失として、特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	135,855千株	—	—	135,855千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

①平成28年6月29日開催の第117回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 678百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催予定の第118回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金総額 1,357百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月30日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
1) 現金及び預金	10,368	10,368	－
2) 受取手形及び売掛金	20,471	20,471	－
3) 投資有価証券	2,915	2,915	－
資産計	33,755	33,755	－
4) 支払手形及び買掛金	6,709	6,709	－
5) 短期借入金	14,592	14,592	－
6) 長期借入金（＊1）	36,230	36,447	216
負債計	57,533	57,749	216
デリバティブ取引（＊2）	(364)	(364)	－

（＊1）1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

1) 現金及び預金、2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

4) 支払手形及び買掛金、5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ①通貨関連 これらの時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
 - ②商品関連 これらの時価については、取引先等から提示された価格等に基づき算定しております。
 - ③金利関連 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 701百万円）は市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「3）投資有価証券」には含めておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	382円79銭
(2) 1 株当たり当期純利益金額	64円91銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報の注記

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	64,381	流動負債	31,661
現金及び預金	6,254	支払手形	688
受取手形	597	買掛金	5,196
電子記録債権	3,665	短期借入金	10,881
売掛金	14,549	1年内返済予定の長期借入金	5,377
商品及び製品	11,431	コマーシャル・ペーパー	3,000
仕掛品	8,722	リース債務	13
原材料及び貯蔵品	15,818	未払金	777
前払費用	1,002	未払法費用	2,206
前払入金	176	未払法人税等	2,637
未収金	149	前受金	198
繰延税金資産	623	役員賞与引当金	50
関係会社短期貸付金	1,377	その他	634
その引当金	30	固定負債	36,122
貸倒引当金	△18	長期借入金	30,853
		長期預り金	66
固定資産	52,090	再評価に係る繰延税金負債	4,348
有形固定資産	31,484	繰延税金負債	396
建物	2,691	リース債務	68
構築物	3,613	退職給付引当金	105
機械及び装置	7,192	役員退職慰労引当金	21
船舶	156	金属鉱業等鉱害防止引当金	33
車両及びその他の陸上運搬具	664	環境対策引当金	37
工具、器具及び備品	193	関係会社事業損失引当金	165
鉱業用地	16	資産除却債務	21
土地	16,135	その他	4
リース資産	76	負債合計	67,783
建設仮勘定	743	〔純資産の部〕	
無形固定資産	66	株主資本	38,987
鉱業権	36	資本剰余金	14,630
ソフトウェア	10	資本剰余金	9,876
施設利用権	12	資本準備金	6,950
その他	7	その他資本剰余金	2,926
投資その他の資産	20,540	利益剰余金	14,505
投資有価証券	3,517	その他利益剰余金	14,505
関係会社株式	12,414	固定資産圧縮積立金	17
出資金	0	特別償却準備金	107
関係会社出資金	369	繰越利益剰余金	14,380
関係会社長期貸付金	3,522	自己株式	△26
破産更生債権等	659	評価・換算差額等	9,701
長期前払費用	476	その他有価証券評価差額金	933
その他	252	繰延ヘッジ損益	△236
貸倒引当金	△671	土地再評価差額金	9,003
資産合計	116,472	純資産合計	48,688
		負債・純資産合計	116,472

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		101,403
売 上 原 価		86,243
売 上 総 利 益		15,160
販売費及び一般管理費		5,124
営 業 利 益		10,035
営 業 外 収 益		
受取利息	123	
受取配当金	280	
為替差益	15	
その他	116	537
営 業 外 費 用		
支払利息	416	
環境対策費用	35	
その他	65	517
経 常 利 益		10,055
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	0	0
特 別 損 失		
固定資産除却損	174	
関係会社事業損失引当金繰入額	165	
その他の投資評価損	194	534
税引前当期純利益		9,521
法人税、住民税及び事業税	2,942	
法人税等調整額	51	2,994
当期純利益		6,527

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,630	6,950	2,926	9,876	20	128	8,508	8,657	△24	33,140
当期変動額										
剰余金の配当							△678	△678		△678
固定資産圧縮積立金の取崩					△2		2	－		－
特別償却準備金の取崩						△21	21	－		－
当期純利益							6,527	6,527		6,527
自己株式の取得									△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△2	△21	5,872	5,848	△1	5,847
当期末残高	14,630	6,950	2,926	9,876	17	107	14,380	14,505	△26	38,987

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	623	4	9,003	9,631	42,771
当期変動額					
剰余金の配当					△678
固定資産圧縮積立金の取崩					－
特別償却準備金の取崩					－
当期純利益					6,527
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	310	△240		69	69
当期変動額合計	310	△240	－	69	5,916
当期末残高	933	△236	9,003	9,701	48,688

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1ヵ月間の市場価格等の平均に基づいて算定された価額に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として商品、製品、半製品、仕掛品及び原材料については先入先出法（一部移動平均法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成19年5月22日開催の取締役会決議により役員退職慰労金制度を廃止しましたので、当事業年度末残高は取締役及び監査役が平成19年6月以前に就任していた期間に応じた額であります。

⑤金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、同法第7条第1項の規定により石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立てることを要する金額相当額を計上しております。

⑥環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

⑦関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段……商品先物取引
ヘッジ対象……国際相場の影響を受ける原料・製品等
- b ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金

③ヘッジ方針

原料・製品等の価格変動リスクを回避するため及び金利リスクの低減のためヘッジを行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

商品先物取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較する方法等により、ヘッジの有効性を判定しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は1,478百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「受取保険金」は8百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 工場財団担保

担保に供している資産

下記資産に対して、取引銀行1行との間に極度額1百万円の根抵当権が設定されております。

建物	1,655百万円
構築物	3,179百万円
機械及び装置他	6,227百万円
土地	13,787百万円
計	24,850百万円

② その他の担保

担保に供している資産

投資有価証券 23百万円

被担保債務

1年内返済予定の長期借入金 2百万円

長期借入金 ー百万円

計 2百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 70,555百万円

(3) 保証債務等

① 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からの借入又は取引債務に対し債務保証を行っております。

CBH Resources Ltd. 5,743百万円

② 債権流動化に伴う買戻し義務 529百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権 622百万円

長期金銭債権 662百万円

短期金銭債務 708百万円

(5) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価が

再評価後の帳簿価額を下回った場合の差額 7,841百万円

(6) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は53百万円であり、貸借対照表計上額（土地）はこの圧縮記帳額を控除しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 1,954百万円

仕入高 9,770百万円

営業取引以外の取引高 363百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	59千株	3千株	一千株	62千株

(注) 自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	10,209百万円
退職給付引当金	32百万円
たな卸資産評価損	129百万円
未払事業税	141百万円
未払賞与	198百万円
繰延ヘッジ損益	105百万円
減損損失	150百万円
その他	664百万円
繰延税金資産小計	11,630百万円
評価性引当額	10,939百万円
繰延税金資産合計	690百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△404百万円
固定資産圧縮積立金	△7百万円
特別償却準備金	△47百万円
資産除去債務	△4百万円
繰延税金負債合計	△464百万円
繰延税金資産の純額	226百万円

(繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	4,348百万円
--------------	----------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 (百万 豪ドル)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	CBH Resources Ltd.	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州 シドニー市	449	鉱山業	(所有) 直接 100%	資金の貸付 原料鉱石の購入 役員の兼任	利息受取(注)1 鉱石購入(注)2 債務保証(注)3	110 6,010 5,743	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 その他流動資産 買掛金	587 3,522 47 370

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. CBH Resources Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 鉱石の購入については、市場相場を参考に取り引条件を決定しております。
3. 当社は借入金及び環境ボンドについて債務保証を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 358円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 48円07銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報の注記

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

東邦亜鉛株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江口泰志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川純夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦亜鉛株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦亜鉛株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

東邦亜鉛株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江口泰志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川純夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦亜鉛株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

東邦亜鉛株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 相 原 誠 ⑩

監 査 役(社外監査役) 多 田 稔 ⑩

監 査 役 緒 方 盛 仁 ⑩

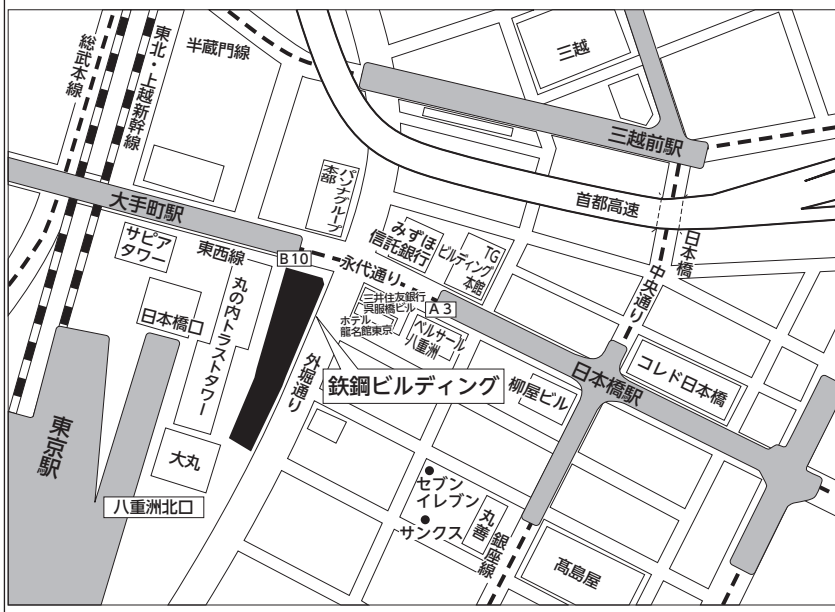
以 上

【メモ欄】

【メモ欄】

【メモ欄】

都営地下鉄浅草線「日本橋駅」A3出口より徒歩3分



東邦亜鉛株式会社
TOHO ZINC CO., LTD.

〒100-8207 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(鉄鋼ビルディング)
電話(03)6212-1711 Fax(03)3284-1521 <http://www.toho-zinc.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。